令和８年度　第３回長崎地方最低賃金審議会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月 28 日（金）　11 時 00 分～11 時 25 分

２　場　所：長崎労働局８階会議室

３　出席者：公益委員５名　労働側委員４名　使用者側委員５名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金専門部会報告
（２）長崎県最低賃金の改正について（答申）
（３）その他

５　審議要旨

（１）　長崎県最低賃金専門部会長から、全会一致により令和８年度長崎県最低賃金を現行の 1,031 円から 56 円引き上げて 1,087 円、発効日を令和８年 11 月２日とする審議結果についての報告がなされ、全会一致にて承認がなされた。
採決後、答申（案）についての承認がなされた。

（２）　長崎地方最低賃金審議会会長から長崎労働局長に長崎県最低賃金の改正決定についての答申がなされた。

（３）　事務局から異議申出にかかる審議日程についての説明が行われた。

以上